

健健発0420第1号
健感発0420第4号
基安労発0420第1号
保保発0420第1号
保国発0420第3号
令和4年4月20日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）長
民生主管部（局）長 御中

厚生労働省健康局健康課長
（公印省略）
厚生労働省健康局結核感染症課長
（公印省略）
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
（公印省略）
厚生労働省保険局保険課長
（公印省略）
厚生労働省保険局国民健康保険課長
（公印省略）

風しんの追加的対策の実施率の向上策について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年7月以降、特に、大都市圏を中心に風しんの患者数が増大したこと等を受け、風しんの感染拡大を防止するため、令和4年3月31日までの間に限り、これまで風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（令和4年4月時点で43歳から60歳。以下「対象者」という。）を対象とした「風しんの追加的対策」を実施することとし、「風しんの追加的対策の実施率の向上策について（協力依頼）」（令和2年1月30日付け健健発0130第7号・健感発0130第7号・基安労発0130第2号・保保発0130号第3号・保国発0130号第2号厚生

労働省健康局健康課長・結核感染症課長・労働基準局安全衛生部労働衛生課長・保険局保険課長・保険局国民健康保険課長通知)により、これまで御協力をいただいているところです。

「風しんの追加的対策」については、対象者の抗体保有率を令和4年3月までに90%に引き上げるという目標を掲げていたところ、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等の様々な影響により令和4年3月までの目標達成が困難であることから、第57回厚生科学審議会感染症部会及び第46回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会(令和3年12月17日開催)において、「風しんの追加的対策」の目標の期限を令和7年3月末まで延長、また、追加の実施率向上の取組を別紙1のとおり定めたところです。

つきましては、風しんに係る抗体検査及び予防接種の実施率向上に向けて、各事業場において従業員のうち対象者について風しんの抗体検査を受検できる環境を整備する等のため、下記のとおり、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)において御対応いただきたい事項を改めてまとめましたので、関係者等と連携の上、令和7年3月末を期限として御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 大企業(大規模事業場)向けの対応

別紙2のとおり、大企業の従業員の対象者に対して風しんの抗体検査の機会を提供すること等について、厚生労働省から日本経済団体連合会に協力を依頼しました。

<依頼内容の概要>

- ① 健診の機会に併せて抗体検査を実施すること、又は、集団の抗体検査を実施すること。
- ② 風しんの抗体検査を実施するために、都道府県の担当部局から個別の支援等を希望する場合には、従業員数等を厚生労働省に連絡すること。
(連絡先：<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/fushin07>)

依頼内容の②によって収集した、個別の支援等を希望する事業場の情報を都道府県に提供するので、事業場と連携して、風しん対策の実現に向けた支援を行うこと。

事業場が集中している東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府(以下「4都府県」という。)については、特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、大阪市及び堺市(以下「特別区等」という。)に情報提供するので、特別区等

で対応するものとし、必要に応じて4都府県と連携して事業場に対する支援を行うこと。

2. 中小企業向けの対応

別紙3のとおり、中小企業の従業員の対象者に対して風しんの抗体検査の機会を提供すること等について、厚生労働省から全国健康保険協会（協会けんぽ）に協力を依頼しました。

<依頼内容の概要>

- ① 「生活習慣病予防健診」の健診実施機関（全国に約3,400）に対して、
 - ・風しんの集合契約に加入すること
 - ・生活習慣病予防健診（定期健診を含む。）の受診案内を送付する際に、風しんの抗体検査の案内や予診票を併せて送付することを依頼すること。
- ② 可能な限り多くの事業所を通じて、対象者に対し風しんの抗体検査の受診等呼びかけること。

「生活習慣病予防健診」の健診実施機関（全国に約3,400）の内、風しんの集合契約に未加入の健診実施機関については、都道府県（4都府県は特別区等を含む。）に当該事業所リストを提供するので、契約加入を徹底するよう努めること。

生活習慣病予防健診の健診実施機関から風しんの抗体検査の案内や予診票を送付することについては、厚生労働省から健診実施機関リストを都道府県（4都府県は特別区等を含む。）に提供するので、貴管内の市町村に共有し、市町村は実施機関に徹底した対応を求めること。

また、協会けんぽの支部と連携して、可能な限り多くの事業所を通じて、対象者に対し風しんの抗体検査の受検等呼びかけること。

3. 自営業の方等向けの対応

別紙4のとおり、自営業者等に対して風しんの抗体検査の機会を提供すること等について、厚生労働省から都道府県及び市町村宛に協力を依頼しました。

<依頼内容の概要>

- ① 都道府県の国保部局と衛生部局が連携して「特定健康診査」の委託先の医療機関に対して、風しんの集合契約の加入を徹底するよう努めること

- ② 市町村が実施する特定健康診査の機会に併せて抗体検査を実施すること
- ③ 特定健康診査の受診者に対して、風しんの抗体検査の案内や予診票を送付すること
- ④ 特定健康診査と風しんの抗体検査を同時に実施するための取組状況を報告すること

4. 公務員向けの対応

別紙5のとおり、地方公務員に対して風しんの抗体検査の実施を徹底することについて、厚生労働省から全自治体宛に協力を依頼しました。

<依頼内容の概要>

- ① 風しん対策の担当責任者を決定すること
- ② 幹部会議等で対策を周知すること
- ③ 健診の機会に併せて抗体検査を実施すること、又は、集団の抗体検査を実施すること
- ④ 自治体での風しん対策の実施状況を報告すること

5. その他

(1) 別紙6のとおり、健診団体に対して、風しんの集合契約の加入の徹底や、健診の受診者に風しんの案内や予診票を送付することを徹底することを依頼しました。

(2) 上記の分類にかかわらず、風しん対策の実施率の向上には、広報等を充実させ、認知度を向上させることも重要であるため、都道府県及び市町村においても、広報の更なる充実に努めること。別紙7のポスターを活用して周知し、当該検査の受検を呼びかけていただきたい。

- ※ なお、クーポン券は、令和元年度から令和3年度の間にはクーポン券を使用しなかった対象者に対し、令和4年4月以降、市町村から一斉に配布されます。なお、一部の自治体については、新たにクーポン券を配布せず、配布済みのクーポン券の期限延長（紛失等で手元にない場合は再発行）による対応となる予定です。
- ※ 風しんの集合契約に未加入の健診実施機関に対し、厚生労働省から加入を依頼する予定ですので、ご理解とご協力のほどお願いします。

<参考>

- ・別紙1 風しんに関する追加的対策の今後について【全体概要】
- ・別紙2 日本経済団体連合会宛通知（協力依頼）
- ・別紙3 全国健康保険協会宛通知（協力依頼）
- ・別紙4 衛生・民生主管部（局）宛通知（協力依頼）
- ・別紙5 総務省宛通知（協力依頼）
- ・別紙6 健診団体宛通知（協力依頼）
- ・別紙7 ポスター
- ・参考1 企業等における風しん対策の先進事例の御紹介
- ・参考2 風しんから社員とお客様を守るために（事業場向け説明資料）

【関係書類（電子媒体等）の掲載先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00006.html

【お問い合わせ先】厚生労働省健康局結核感染症課 03-5253-1111（内線 2097 又は 2923）

健健発0420第2号
健感発0420第5号
基安労発0420第1号
令和4年4月20日

一般社団法人 日本経済団体連合会 会長
十倉 雅和 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
(公 印 省 略)

従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年7月以降、特に、大都市圏を中心に風しんの患者数が増大したこと等を受け、風しんの感染拡大を防止するため、令和4年3月31日までの間に限り、これまで風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（令和4年4月時点で43歳から60歳。以下「対象者」という。）を対象とした「風しんの追加的対策」を実施することとし、「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」（令和2年1月30日付け健健発0130第1号・健感発0130第1号・基安労発0130第1号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長・労働基準局安全衛生部労働衛生課長通知）により、これまで御協力をいただいているところで

「風しんの追加的対策」については、対象者の抗体保有率を令和3年7月までに85%、令和4年3月までに90%に引き上げるという目標を掲げており、当該目標を達成するためには、抗体検査を令和3年7月までに約480万人、令和4年3月までに約920万人に受けていただく必要がありますが、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等の様々な影響により令和4年3月までの目標達成が困難であることから、第57回厚生科学審議会感染症部会及び第46回厚生科学審議会予

防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和3年12月17日開催）において、「風しんの追加的対策」の目標の期限を令和7年3月末まで延長、また、追加の実施率向上の取組を別紙1のとおりご了承いただいたところです。

については、風しんに係る抗体検査及び予防接種の実施率向上に向けて、各事業場において、従業員のうち対象者が風しんの抗体検査を受検できる環境を整備する等のため、別紙2及び3を各事業場の責任者に御送付いただくとともに、下記の通り、各事業場において御協力いただきたい事項を改めてまとめましたので、御了知の上、関係者等へ周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象者に対して、クーポン券を利用して無料で風しんの抗体検査を実施できる機会を提供いただきたい。

具体的には、定期健診の機会に併せて抗体検査を実施できるよう健診の委託先・連携先等と体制を整備すること、職員が集団で抗体検査を受検できるよう、定期健診とは別の機会を設けること又は人間ドック等を受検する職員に対し、風しん抗体検査の受検を勧奨すること等が想定される。

※ クーポン券は、令和元年度から令和3年度の間にはクーポン券を使用しなかった対象者に対し、令和4年4月以降、市区町村から一斉に配布されます。なお、一部の自治体については、新たにクーポン券を配布せず、配布済みのクーポン券の期限延長（紛失等で手元にない場合は再発行）による対応となる予定です。

- 2 各事業場においてクーポン券を利用して無料で風しんの抗体検査を実施できる機会を提供するために、都道府県の担当部局から個別の説明等を希望される場合には、<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/fushin07> 又は Fax03-3593-6251 に下記の事項を記載の上、登録いただきたい。（登録を行った場合、当該事業場の所在地を所管する都道府県の担当部局から御連絡いたします。）

個別説明希望	
事業場名	
電話番号	
メールアドレス	
担当部署名	
担当者名	
対象世代の男性の従業員数	人程度
(お困りの点等を自由記載ください)	

- 3 一部の事業場に対して、従業員に対する風しんの抗体検査の実施状況や、従業員への風しん対策の実施に対する意識について、厚生労働省から別途アンケート調査をお送りします。いただいた調査結果は、厚生労働省研究班において、外部の委託先が集計、解析を行う予定ですので、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

<参考>

- ・別紙1 風しんに関する追加的対策の今後について【全体概要】
- ・別紙2 厚生労働省から職員の定期健康診断ご担当者様へお願い
- ・別紙3 医療機関・健診機関への相談様式（例）
- ・別紙4 対象者への案内
- ・参考1 企業等における風しん対策の先進事例の御紹介
- ・参考2 風しんから社員とお客様を守るために（事業場向け説明資料）

【関係書類（電子媒体等）の掲載先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00006.html

【お問い合わせ先】厚生労働省健康局結核感染症課 03-5253-1111（内線 2097 又は 2923）

健健発0420第3号
健感発0420第6号
保保発0420第2号
令和4年4月20日

健康保険組合連合会会長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年7月以降、特に、大都市圏を中心に風しんの患者数が増大したことを受け、風しんの感染拡大を防止するため、令和4年3月31日までの間に限り、これまで風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（令和4年4月時点で43歳から60歳。以下「対象者」という。）を対象とした「風しんの追加的対策」を実施することとし、「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」（令和2年1月30日付け健健発0130第2号・健感発0130第2号・保保発0130第1号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長・保険局保険課長通知）により、これまで御協力をいただいているところです。

「風しんの追加的対策」については、対象者の抗体保有率を令和4年3月までに90%に引き上げるという目標を掲げていたところ、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等の様々な影響により令和4年3月までの目標達成が困難であることから、第57回厚生科学審議会感染症部会及び第46回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和3年12月17日開催）において、「風しんの追加的対策」の目標の期限を令和7年3月末まで延長すること、また、追加の実施率向上の取組を別紙1のとおり行うことについて定めたところです。

つきましては、風しんに係る抗体検査及び予防接種の実施率向上に向けて、各

事業場において、従業員のうち対象者について風しんの抗体検査を受検できる環境を整備する等のため、別紙2のとおり、日本経済団体連合会会長に協力を依頼しました。

貴会においても、内容について御承知の上、会員に周知いただき、従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について、御協力いただくようお願いいたします。

<参考>

- ・別紙1 風しんに関する追加的対策の今後について【全体概要】
- ・別紙2 日本経済団体連合会宛通知（協力依頼）

健健発0420第4号
健感発0420第7号
保保発0420第3号
令和4年4月20日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年7月以降、特に、大都市圏を中心に風しんの患者数が増大したこと等を受け、風しんの感染拡大を防止するため、令和4年3月31日までの間に限り、これまで風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（令和4年4月時点で43歳から60歳。以下「対象者」という。）を対象とした「風しんの追加的対策」を実施することとし、「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」（令和2年1月30日付け健健発0130第3号・健感発0130第3号・保保発0130第2号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長・保険局保険課長通知）により、御協力をいただいているところです。

「風しんの追加的対策」については、対象者の抗体保有率を令和4年3月までに90%に引き上げるという目標を掲げていたところ、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等の様々な影響により令和4年3月までの目標達成が困難であることから、第57回厚生科学審議会感染症部会及び第46回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和3年12月17日開催）において、「風しんの追加的対策」の目標の期限を令和7年3月末まで延長すること、また、追加の実施率向上の取組を別紙1のとおり実施することについて定めたところです。

つきましては、風しんに係る抗体検査及び予防接種の実施率向上に向けて、貴

会加入の被保険者等（貴会加入の各事業所の従業員等）のうち対象者について風しんの抗体検査を受検できる環境を整備する等のため、下記の通り、御協力いただきたい事項をまとめましたので、内容について御了知の上、可能な限り今春の定期健康診断の時期までに関係者等に周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 生活習慣病予防健診を実施している健診実施機関に対し、別紙2の「厚生労働省から健診実施機関へお願い」等を活用して以下の点を周知いただきたい。
 - ・ 風しんの抗体検査の受診機会を拡大する観点から、風しんの集合契約※に加入すること。
 - ・ 生活習慣病予防健診（定期健診を含む）の受診案内を送付する際に、風しん抗体検査の対象者には、抗体検査の案内や予診票を併せて送付すること。

※風しんの集合契約について

- ・ 抗体検査及び予防接種の費用をクーポン券を利用して請求するためには、健診実施機関が風しんの集合契約に加入する必要があります。
- ・ 全国の市町村との抗体検査・予防接種の実施について、委託/受託の契約を結ぶことを委任する委任状を所属する医師会、病院団体、健診団体等（所属団体でとりまとめていなければ、市町村に御相談ください）に提出することで、契約に加入できます。

- 2 風しん抗体検査の対象者に対し、別紙3の「対象者への案内」等を活用して以下の点を周知し、当該検査の受診を呼びかけていただきたい。なお、周知に当たっては可能な限り多くの事業所を通じ従業員にご案内いただく等、ご配慮いただきたい。
 - ・ 対象者が市町村から送付されるクーポン券を提示することで、風しんの抗体検査が無料で受けられること。
 - ・ 風しんの抗体検査の結果、十分な量の抗体を保有していないことが判明した対象者は、風しんに係る定期の予防接種を受けるよう努めなければならないこと。

※ クーポン券は、令和元年度から令和3年度の間にはクーポン券を使用しなかった

対象者に対し、令和4年4月以降、市町村から一斉に配布されます。なお、一部の自治体については、新たにクーポン券を配布せず、配布済みのクーポン券の期限延長（紛失等で手元にない場合は再発行）による対応となる予定です。

※ 一部の事業場に対して、従業員に対する風しんの抗体検査の実施状況や、従業員への風しん対策の実施に対する意識について、厚生労働省から別途アンケート調査をお送りします。いただいた調査結果は、厚生労働省研究班において、外部の委託先が集計、解析を行う予定です。

<参考>

- ・別紙1 風しんに関する追加的対策の今後について【全体概要】
- ・別紙2 厚生労働省から健診実施機関へお願い
- ・別紙3 対象者への案内

【関係書類（電子媒体等）の掲載先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00007.html

【お問い合わせ先】厚生労働省健康局結核感染症課 03-5253-1111（内線 2097 又は 2923）

健健発0420第5号
健感発0420第8号
保国発0420第4号
令和4年4月20日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部(局)長 御中
民生主管部(局)長

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局国民健康保険課長
(公 印 省 略)

自営業の方等に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年7月以降、特に、大都市圏を中心に風しんの患者数が増大したこと等を受け、風しんの感染拡大を防止するため、令和4年3月31日までの間に限り、これまで風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（令和4年4月時点で43歳から60歳。以下「対象者」という）を対象とした「風しんの追加的対策」を実施することとし、「自営業の方等に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」（令和2年1月30日付け健健発0130第4号・健感発0130第4号・保国発0130第1号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長・保険局国民健康保険課長通知）により、これまで御協力を頂いているところです。

「風しんの追加的対策」については、令和4年3月までに本対策の対象者の抗体保有率を90%に引き上げるという目標を掲げていたところ、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等の様々な影響により令和4年3月までの目標達成が困難であることから、第57回厚生科学審議会感染症部会及び第46回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和3年12月17日開催）において、「風しんの追加的対策」の目標の到達期限の延長（令和7年

3月末まで抗体保有率を90%に引き上げること)及び追加の実施率向上の取組を別紙1のとおり実施することについて御了承いただいたところです。

については、風しんに係る抗体検査及び予防接種の実施率向上に向けて、自営業の方等のうち対象者が風しんの抗体検査を受検できる環境を整備する等のため、下記の通り、引き続き、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)において御対応いただきたい事項を改めてまとめましたので、御了知の上、関係者等に周知して御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 都道府県に対する依頼事項

都道府県(国民健康保険主管課(部))がとりまとめて締結している特定健康診査の集合契約に基づいて委託している健診機関等に対して、風しんの追加的対策にかかる集合契約への加入の徹底に努めるよう都道府県の衛生主管部局と国民健康保険主管課(部)で連携して健診機関等に可能な限り周知すること。

2 市町村に対する依頼事項

(1) 特定健康診査の実施主体である市町村が直接当該健診を実施している場合(外部の健診実機関等に委託していない場合)については、特定健康診査の機会に併せて、クーポン券を利用して無料で風しんの抗体検査を実施できるよう体制を整備すること。

(2) 特定健康診査を外部の健診機関等に委託して実施している場合(都道府県のとりまとめで締結している集合契約に基づいて委託している医療機関を除く)については、

① 風しんの追加的対策に係る集合契約への加入の徹底

② 特定健康診査の対象者に対する風しんの案内や予診票の送付の徹底

(特定健康診査を受けるための書類を送付する際に、風しんの案内も同封する等)に努めるよう市町村から健診機関等に可能な限り周知すること。

3 対応状況の把握について

(1) 市町村は2. (1)の実施状況及び2. (2)②の送付状況をできる限り調査し、厚生労働省ホームページ内入力フォーム

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/fushin09> によりに報告すること。

市町村名	
2. (1)の実施状況 (当てはまるものを全て選択)	① 大半の機会に対応済み ② 一部の機会のみだが、対応済み ③ 特定健診は全て外部委託のため未対応 ④ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部または全ての特定健診の実施を延期・中止している ⑤ その他未対応の理由()
2. (2)②の風しんの案内等の送付状況 (当てはまるものを全て選択)	① (※)機関に依頼済み、依頼予定 ② 外部委託をしていない ③ 特定健診集合契約による健診を実施 ④ 風しん抗体検査の案内等は、市町村から直接送付済み、送付予定 ⑤ その他()

※ 案内等を送付した健診機関等の数を入力してください。

(2) 報告の時期については、以下の通り。

提出時期その1：令和4年9月30日時点の状況を10月16日まで。

提出時期その2：令和5年2月28日時点の状況を3月12日まで。

なお、令和元年度から令和3年度にいただいた調査結果は、厚生労働省研究班において、集計、解析を行う予定ですので、御理解いただきますようお願いいたします。

<参考>

- ・別紙1 風しんに関する追加的対策の今後について【全体概要】
- ・別紙2 対象者への案内

【関係書類（電子媒体等）の掲載先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00008.html

【お問い合わせ先】厚生労働省健康局結核感染症課 03-5253-1111（内線 2097 又は 2923）

健健発0420第6号
健感発0420第9号
令和4年4月20日

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

地方自治体における風しんの抗体検査の徹底について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年7月以降、特に、大都市圏を中心に風しんの患者数が増大したことを受け、風しんの感染拡大を防止するため、令和4年3月31日までの間に限り、これまで風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（令和4年4月時点で43歳から60歳。以下「対象者」という。）を対象とした「風しんの追加的対策」を実施することとし、「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」（令和2年1月30日付け健健発0130第5号・健感発0130第5号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長通知）により、これまで御協力を頂いているところです。

「風しんの追加的対策」については、対象者の抗体保有率を令和3年7月までに85%、令和4年3月までに90%に引き上げるという目標を掲げており、当該目標を達成するためには、抗体検査を令和3年7月までに約480万人、令和4年3月までに約920万人に受けていただく必要がありますが、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等の様々な影響により令和4年3月までの目標達成が困難であることから、第57回厚生科学審議会感染症部会及び第46回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和3年12月17日開催）において、「風しんの追加的対策」の目標の期限を令和7年3月末まで延長すること、また、追加の実施率向上の取組を別紙1のとおり実施することにつ

いて御了承いただいたところです。

については、風しんに係る抗体検査及び予防接種の実施率向上に向けて、地方自治体における職員のうち対象者が風しんの抗体検査を受検できる環境を整備し、抗体検査の受検を徹底するため、下記の通り、地方自治体において御協力いただきたい事項を改めてまとめましたので、御了知の上、地方自治体へ周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 定期の健康診断と同一機会にクーポン券を利用した風しんの抗体検査を実施すること、または、クーポン券を利用した集団抗体検査を実施すること等に向けて、自治体の風しん対策にかかる担当責任者（例：人事課長、人事室長等）を決定していただきたい。

※ クーポン券は、令和元年度から令和3年度の間にはクーポン券を使用しなかった対象者に対し、令和4年4月以降、市区町村から一斉に配布されます。なお、一部の自治体については、新たにクーポン券を配布せず、配布済みのクーポン券の期限延長（紛失等で手元にない場合は再発行）による対応となる予定です。

- 2 自治体において定期的開催される幹部会議等において、対象者がクーポン券を利用して無料で風しんの抗体検査を受けることができること、対象者はどのような機会に抗体検査を受けることができるのか、について周知していただきたい。

- 3 対象者に対して、クーポン券を利用して無料で風しんの抗体検査を実施できる機会を提供いただきたい。

具体的には、定期健診の機会に併せて抗体検査を実施できるよう健診の委託先・連携先等と体制を整備すること、職員が集団で抗体検査を受検できるよう、定期健診とは別の機会を設けること又は人間ドック等を受検する職員に対し、風しん抗体検査の受検を勧奨すること等が想定される。

- 4 地方自治体での風しん対策の実施状況・進捗状況等を把握するため、以下の情報を御報告いただきたい。

(1) 地方自治体名 ※1	
(2) 対象職員数 ※2	約 人
(3) 風しん対策の実施状況 1. 健診の項目に風しん抗体検査がはいつている 2. 職場内で集団風しん抗体検査を実施した 3. 人間ドックを受検する対象者に風しん抗体検査の受検勧奨を行った（方法は問わない） 4. 1. 2. 3. のどれも行っていない	1・2・3・4
(4) 対象職員の内、クーポン券を使用して抗体検査を受検した職員数 ※3	約 人

※1：自治体（一部事務組合等を含む）ごとの回答とし、主たる部局（首長部局など）が他の部局（教育委員会、警察、消防など）の状況を取りまとめた上で報告してください。各部局により風しん対策の実施状況が異なる場合も、自治体として一括りにして報告をお願いします。その際、少なくとも1つの部局で実施していれば実施済みとしてください。なお、実施率（対象者の内、クーポン券を使用して抗体検査を受検した人の割合）の低い自治体へは、別途、厚生労働省から取組の状況について照会させていただく可能性がありますことをご承知おきください。

※2：対象職員は、全ての「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性」となります。非常勤職員については、抗体検査の受検状況を把握できる場合、含めてください。なお、特定地方独立行政法人を所管する自治体にあつては、当該法人における対象職員を含めた上で報告してください。

※3：把握できる範囲でクーポン券を利用して抗体検査を受検した職員の数（職場が機会を提供した定期健診の他、人間ドック等、独自に受検した数も含める）。なお、あくまで「抗体検査」を受検した人数であり、抗体検査をせずワクチン接種した場合は、対象職員であっても、人数には含めません。1回目の報告の起点は令和4年4月1日とし、2回目の報告は、1回目の報告分を累積した人数をご報告ください。

報告に係るよくある質問

○ 抗体検査は、既に風しんに罹患した者でも受ける必要があるのか。また、本調査で計上すべきなのか。

（答）罹患した記録がある場合は、「希望者のみ」抗体検査対象となります。「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査等の実施に向けた手引き」（自治体向け手引き）

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html）内に抗体検査実施対象であるかを判断するためのフローチャート（風しんの抗体検査実施フロー）がごございますので、ご参照ください。

○ 対象者がおらず、今後もいないことが見込まれる団体（部局）があるが、報告の必要はあるのか。

（答）対象者が0であることを確認するため、ご報告ください。

○ 回答を修正する際はどうしたらよいか。

（答）修正した箇所が分かるよう「〇月報告分について△を修正」と備考欄に記載の上、ご報告ください。

【報告先】

厚生労働省ホームページ内入力フォーム



<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/fushin05>

【報告期限】

1回目：令和4年9月30日時点の状況を10月16日まで。

2回目：令和5年2月28日時点の状況を3月12日まで。

なお、令和元年度から令和3年度にいただいた調査結果は、厚生労働省研究班において、集計、解析を行う予定ですので、御理解いただきますようお願いいたします。

<参考>

- ・別紙1 風しんに関する追加的対策の今後について【全体概要】
- ・別紙2 厚生労働省から自治体担当者へお願い
- ・別紙3 医療機関・健診機関への相談様式（例）
- ・別紙4 対象者への案内
- ・参考1 企業等における風しん対策の先進事例の御紹介
- ・参考2 風しんから社員とお客様を守るために（事業場向け説明資料）

【関係書類（電子媒体等）の掲載先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00009.html

【お問い合わせ先】厚生労働省健康局結核感染症課 03-5253-1111（内線2097又は2923）

健健発0420第7号
健感発0420第10号
職 職 一 8 2
令和4年4月20日

各府省健康管理担当課長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)
人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長
(公 印 省 略)

国家公務員等における風しんの抗体検査の徹底について（協力依頼）

平素より、風しん対策につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年7月以降、特に、大都市圏を中心に風しんの患者数が増大したこと等を受け、風しんの感染拡大を防止するため、令和4年3月31日までの間に限り、これまで風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（令和4年4月時点で43歳から60歳。以下「対象者」という。）を対象とした「風しんの追加的対策」を実施することとし、「国家公務員等における風しんの抗体検査の徹底について（協力依頼）」（令和2年1月31日付け健健発0131第1号・健感発0131第1号・職職一41厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長・人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長通知）により、これまで御協力いただいているところです。

「風しんの追加的対策」については、対象者の抗体保有率を令和3年7月までに85%、令和4年3月までに90%に引き上げるという目標を掲げており、当該目標を達成するためには、抗体検査を令和3年7月までに約480万人、令和4年3月までに約920万人に受けていただく必要がありますが、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等の様々な影響により令和4年3月までの目標達成が困難であることから、第57回厚生科学審議会感染症部会及び第46回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和3年12月17日

開催)において、「風しんの追加的対策」の目標の期限の令和7年3月末まで延長すること、また、追加の実施率向上の取組を別紙1のとおり実施することについて御了承いただいたところです。世界保健機関は2030年までに風しんの排除を達成することを目標に掲げており、風しん排除に向けて対策を続けています。さらに、国際的な人の往来が再開した時に備えて、海外からの持ち込み事例による風しんの流行が起こらないよう、対策を緩めないことが重要です。

については、風しんに係る抗体検査及び予防接種の実施率向上に向けて、各府省等における職員(特別職の国家公務員を含む)のうち対象者が風しんの抗体検査を受検できる環境を整備し、抗体検査の実施を徹底する等のため、下記の通り、各府省等において御協力いただきたい事項を改めてまとめましたので、関係者等と連携の上、御対応をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症の感染対策等により対応が難しい場合、次回の定期健康診断を計画する際等に、令和7年3月末を期限として御対応いただきますようお願いいたします。

また、各府省等が所管する独立行政法人の職員に対しても、国家公務員と同様に対応することを、独立行政法人へ周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 定期の健康診断と同一機会にクーポン券を利用した風しんの抗体検査を実施すること、又は、クーポン券を利用した集団抗体検査を実施すること等に向けて、各府省等の官署ごとに風しん対策にかかる担当責任者※を決定いただきたい(例:本省では、福利厚生室長、会計課長、人事課長等)。

※ 担当責任者については、人事院規則10—4(職員の保健及び安全保持)の運用について(昭和62年12月25日職福—691)の別表第1の「健康管理者及び安全管理者を指名すべき組織区分」に応じて決定いただきたい。ただし、常勤職員が50人未満の小規模な組織は除く。

また、独立行政法人においては、独立行政法人ごとに担当責任者を決定いただきたい。

※ クーポン券は、令和元年度から令和3年度の間にはクーポン券を使用しなかった対象者に対し、令和4年4月以降、市区町村から一斉に配布されます。なお、一部の自治体については、新たにクーポン券を配布せず、配布済みのクーポン券の期限延長(紛失等で手元にない場合は再発行)による対応となる予定です。

- 2 定期的に行われる幹部会議において、対象者がクーポン券を利用して無料で風しんの抗体検査を受けることができること、対象者はどのような機会

に抗体検査を受けることができるのか、について周知していただきたい。

- 3 対象者に対して、クーポン券を利用して無料で風しんの抗体検査を実施できる機会を提供いただきたい。

具体的には、定期健診の機会に併せて抗体検査を実施できるよう健診の委託先・連携先等と体制を整備すること、職員が集団で抗体検査を受検できるよう、定期健診とは別の機会を設けること又は人間ドック等を受検する職員に対し、風しん抗体検査の受検を勧奨すること等が想定される。

- 4 各府省等での風しん対策の実施状況・進捗状況等を把握するため、以下の情報を御報告いただきたい。

(1) 省庁名	
(2) 対象職員数 ※1	約 人
(3) 風しん対策の実施状況 1. 健診の項目に風しん抗体検査が入っている 2. 職場内で集団風しん抗体検査を実施した 3. 人間ドックや自治体で実施している検査等において風しん抗体検査を受検するよう勧奨した（方法は問わない） 4. 1. 2. 3. のどれも行っていない	1・2・3・4
(4) 対象職員のうち、クーポン券を使用して抗体検査を受検した職員数 ※2	約 人

【報告先】

厚生労働省ホームページ内入力フォーム

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/fushin02>



【報告期限】

1回目：令和4年9月30日時点の状況を10月16日まで。

2回目：令和5年2月28日時点の状況を3月12日まで。

なお、令和元年度から令和3年度にいただいた調査結果は、厚生労働省研究班において、集計、解析を行う予定ですので、御理解いただきますようお願いいたします。

※1：対象職員は、「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性」全ての数となります。非常勤職員については、抗体検査の受検状況を把握できる場合、含めてください。

※2：報告時点において、把握できる範囲でクーポン券を利用して抗体検査を受検した職員の数（職場が機会を提供した定期健診の他、人間ドック等、独自に受検した数も含める）。なお、あくまで「抗体検査」を受検した人数であり、抗体検査をせずワクチン接種した場合は、対象職員であっても、人数には含めません。

報告に係るよくある質問

○ 抗体検査は、既に風しんに罹患した者でも受ける必要があるのか。また、本調査で計上すべきなのか。

(答) 罹患した記録がある場合は、「希望者のみ」抗体検査対象となります。「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査等の実施に向けた手引き」（自治体向け手引き）

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html)、p.44に抗体検査実施対象であるかを判断するためのフローチャート（風しんの抗体検査実施フロー）がございますので、ご参照ください。

○ 対象者がおらず、今後もないことが見込まれる機関があるが、報告の必要はあるのか。

(答) 対象者が0であることを確認するため、ご報告ください。

○ 回答を修正する際はどうしたらよいか。

(答) 修正した箇所が分かるよう「○月報告分について△を修正」と備考欄に記載の上、ご報告ください。

○ 抗体検査の結果、抗体不十分であった場合のワクチン接種については、対応する必要があるのか。

(答) 健診・医療機関が対象者に結果を通知する際は、ワクチン接種の要否の情報や、ワクチン接種を受けるに当たって必要な情報を盛り込んでいただくこととしています。その上で、各府省の担当者がワクチン接種の受検勧奨を行うかについては、業務負担を鑑み、各自でご判断ください。

<参考>

- ・別紙1 風しんに関する追加的対策の今後について【全体概要】
- ・別紙2 厚生労働省から各府省等の風しん対策担当責任者へお願い
- ・別紙3 医療機関・健診機関に御相談する際の様式（例）
- ・別紙4 対象者への案内
- ・参考1 企業等における風しん対策の先進事例の御紹介
- ・参考2 風しんから社員とお客様を守るために（事業所向け説明資料）

【関係書類（電子媒体等）の掲載先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00009.html

【お問合せ先】 厚生労働省健康局結核感染症課 03-5253-1111（内線 2097 又は 2923）